

第 2 0 回草津市農業委員会総会 会 議 録

令和 7 年 2 月 1 0 日

第20回農業委員会（総会）

令和7年2月10日
午後3時00分から
市役所 行政委員会室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報告第 4 号
農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）… 1件
- 第 3 議 第 5 号
農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 2件
- 第 4 議 第 6 号
農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1件
- 第 5 議 第 7 号 【令和7年2月7日付 取下げ】
農地法第5条第1項の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1件
- 第 6 議 第 8 号
農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 5件
- 第 7 議 第 9 号
農用地利用集積計画（案）の決定につき、意見聴取することについて
提案説明、案件に対する質疑、採決（所有権移転） … 1件
- 第 8 議 第10号
農用地利用集積計画（案）の決定につき、意見聴取することについて
提案説明、案件に対する質疑、採決（利用権設定） … 1件

1. 農業委員

・会議に出席した委員

1 番	奥村 厚夫	2 番	我孫子 利和	3 番	杉江 善博
4 番	角井 廣司	5 番	中島 春樹	6 番	中瀬 康夫
7 番	今井 修	8 番	田中 実	9 番	田中 治嗣
1 0 番	田中 廣之	1 1 番	中島 健一	1 3 番	奥村 次一
1 4 番	堀 裕子				

・会議に欠席した委員

1 2 番	木下 弥生
-------	-------

2. 農地利用最適化推進委員

・会議に出席した委員

1 番	辻 善一	2 番	田村 茂	3 番	中野 孝彦
4 番	山本 光作	5 番	佐山 末男	6 番	山岡 康一
7 番	平井 重己	9 番	片岡 正春	1 0 番	一浦 秀樹

3. 事務局

・会議に出席した職員

事務局長	相井 義博	参事	服部 英亜	主査	山本 順子
主査	湯村 亮太				

農林水産課

課長	山田 高裕	主事	三橋 優美
----	-------	----	-------

事務局長 定刻となりましたので、只今から第20回草津市農業委員会総会を開催します。

県下全域に発令されていた季節性インフルエンザ警報および注意報は、その基準を下回ったため解除されましたが、感染症対策として適宜、換気のため窓・扉の開放を行いますことと、可能であればマスクの着用について、ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

その他、会議途中に体調がすぐれず、発熱の疑いがある場合、無理せず、お申し出いただきますよう併せてお願いします。

本日、12番 木下弥生委員が欠席されておりますが、出席委員は14名中13名で、定足数に達し総会が成立しておりますことを報告します。

また、本日は傍聴の方はおられません。

なお、議案説明については、個人情報の関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

事務局長 では、農業委員会憲章の唱和を行いますので、ご起立願います。

私が、前文を私が読んだ後、「一、農業委員会は」と申し上げますので、続く文書の唱和をお願いします。

(農業委員会憲章の唱和)

事務局長 ありがとうございます。

それでは、田中会長よろしく願いいたします。

会長 みなさまこんにちは。地域計画の会議お疲れ様でした。一年一年見直して着実に進めていきたいと思っておりますので、みなさまどうぞよろしくお願いいたします。

会長 ただいまから、第20回草津市農業委員会総会を開会します。

本日の議事日程は、予めお手元に配布いたしました通りであります。日程第5議第7号「農地法第5条第1項の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて」番号1番の案件については、2月7日に申請者より取下の意志表示がありました。

よって、本日の議事日程から除くことにいたしましたので、この場で報告致します。

なお、申請者からは、新たな議案として次月以降に提出されると聞き及んでおります。

会長

それでは、これより日程に入ります。

日程第1会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、議席番号1番 奥村厚夫委員、議席番号8番 田中実委員以上の兩人を指名いたします。

会長

次に、日程第2報告第4号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について」番号1番の案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。

事務局

報告第4号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の届出は、1件です。議案書は、2ページです。

番号1番は、青地町に住所を有する届出人が工場用地の造成のため、届出人が所有する青地町地先の田4筆計3,274㎡を転用されようとするものです。

敷地には、3階建の工場の建設、および41台分の駐車場の整備を計画されており、東側および南側の道路高に合わせるよう、最大60cm程度の盛土および一部20cm程度の切土を行われます。

隣地との境界には、コンクリートブロックおよびL型擁壁を設置されます。

雨水排水は、周囲に側溝・会所枡を設け市道と接する東側および南側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、田および宅地であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番は1月10日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長

発言が無いようですので、報告第4号を終わります。

会長

次に、日程第3議第5号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を求めます。

事務局

議第5号農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

この申請は、農地の権利移転・権利設定にかかる申請です。

今月の申請は、2件です。議案書は、3ページです。

番号1番は、栗東市に住所を有する譲受人が譲渡人の所有する、矢橋町地先の登記地目田、現況畑の2筆計491㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、現在、所有農地はございませんが、平成30年7月まで矢橋町に在住されており、譲渡人の農地を約15年ほど、所有するトラクターを使い、耕作されておりましたが、今回正式に農地法の手続きのもとで農地を取得し、家族と共に農業を行われます。譲渡人は、京都市在住であり、耕作が困難なため、双方で話がまとまり、今回申請をなされたものです。

栽培作目は、トマト、ナス、大根、白菜などの野菜を栽培される予定です。

番号2番は、守山市で電子部品等の検査業の事業所を有する法人である借受人が、貸渡人の所有する、南山田町地先の畑1筆548㎡を賃貸借にて借受けるものです。

一般法人による農地の賃借については、平成21年12月の農地法の改正により、一定条件の下で、農地の賃貸借等ができるようになりました。

その条件ですが、①使用貸借による権利または賃借権の設定であること。

②解除条件付きの契約であること。（・農地等を明け渡す際の原状回復の義務は誰にあるか・原状回復の費用は誰が負担するか・原状回復がなされないときの損害賠償の取り決めがあるか・貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取り決めがあるか）これら4点を実行する能力について農業委員会が確認することになっております。

③地域において適切な役割分担を担うこと。

④継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

⑤業務を執行する役員が常時従事すること。

の5項目の確認及び、必要な添付書類は全て揃っております。

また、許可後についても毎年、農地の利用状況について毎事業年度の終了後3カ月以内に農業委員会に報告することを許可条件とするとなっております。

申請内容に戻りますが、借受人は令和6年4月10日で農地法第3条の許

可を受け、1,433㎡について自然薯の栽培を始められたものであり、販路が確保できたこともあり、今回、経営規模拡大を行うため、本申請がなされました。

栽培計画については、自然薯、さつまいもなどを作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率利用要件については、1番は、現在まで譲受人が所有する農地について15年間耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。2番は、現在農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、1番は、譲受人は個人のため該当いたしません。2番は、解除条件付きの賃貸借権の設定の為、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、1番・2番とも取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、1番・2番とも地域の生産組合から同意をいただいているため、問題ございません。

以上のことから、1番・2番の各案件につきましては、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

また、許可申請2件につきまして、添付書類等を確認いたしましたところ、不備等はないものと考えますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号4番 角井廣司委員をお願いします。

4番
角井

1月28日、山本推進委員さんと現地確認を行いました。事務局から説明がありましたように、譲受人の方は元々矢橋の方でございます。15年ほど前から野菜を栽培しておられます。今後も引き続き野菜を栽培していかれるとのことでした。隣地につきましては、問題ございません。よろしくお願いいたします。

会長

番号2番の案件につきましては、議席番号6番 中瀬康夫委員をお願いします。

6番
中瀬

12月18日、山岡推進委員さんと現地確認を行いました。内容につきましては、事務局から説明がありましたとおりでございます。自然薯を栽培さ

れるとのことでございます。特に問題はございません。よろしくお願いいたします。

会長

これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。

ただいま議題となっております議第5号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第5号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を原案のとおり決定いたしました。

会長

次に、日程第4議第6号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を求めます。

事務局

議第6号農地法第4条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の申請は、1件です。議案書は、4ページです。

番号1番は、後に説明いたします、議題8号番号3番と関連する案件でございます。

上笠町に住所を有する申請人が、所有する上笠町地先の畑1筆98㎡を、露天資材置場として、転用されようとするものです。

申請地は、地ならしによる整地を行い雨水排水は浸透式で対応されます。

隣接地は、水路および申請者の所有地であり、隣地承諾が必要な農地はご

ざいません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、事業所、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域内にある、10ha未満の農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書および通帳の写しの添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号7番 今井修委員をお願いします。

7番
今井

事務局の方から説明がありましたとおりでございます。1月18日に現地確認を行いました。現状は畑でございます。隣地への影響もないものと判断いたしました。問題ございません。よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますようお願いします。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。

ただいま議題となっております議第6号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第6号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し許可をすることについて」番号1番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 冒頭に説明いたしましたように、日程第5議第7号「農地法第5条第1項の規定による許可につき事業計画変更の承認をすることについて」番号1番の案件は、2月7日付で、申請者より取下の意志表示がありましたので、日程第5を取りやめ、日程第6に移ります。

会長 次に、日程第6議第8号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」1番から5番までの案件を議題し、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 農地法第5条第1項の規定による申請について説明いたします。
この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。
今月の申請は、5件です。議案書は、6ページと7ページです。

番号1番は、大津市馬場二丁目に事務所を有し、不動産業・建設業を営む法人こと、譲受人が、露天資材置場として、譲渡人が所有する南笠町地先の登記地目田、現況畑2筆計577m²を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請人は、湖南地域を中心に宅地分譲を行っておられ、今回市内での事業拡大に伴い、資材置場の確保が必要になり、当該地を適地と判断し、所有者と交渉をしていたところ、話がまとまったため本申請をなされました。

申請地には、鉄筋、碎石、足場資材などを配置される予定であります。

隣地との境界は、L型擁壁および道路側溝を新たに設置し、北側出入口の道路高に合わせ、30cm前後の盛り土を行われます。

雨水排水は、敷地勾配を、隣接する北側の市道に向けて付け、申請地内に会所枿を設け、北側水路を通じて放流されます。

隣接地は、宅地および道路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、残高証明書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号2番は、矢橋町に事務所を有し、建築業を営む法人こと譲受人が、露天資材置場を目的として、譲渡人が所有する矢橋町地先の田3筆計1,404㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人は、県内を中心に解体工事や足場設置工事等を行う事業者であり、事業拡大に伴い、使用する建設資材を保管するための資材置場が必要となり、現在所有する資材置場と隣接する当該地を適地と判断し、所有者と交渉していたところ、話がまとまったため本申請をなされました。

隣地との境界については、コンクリートブロックを設置し、西側道路高に合わせ、70cm程度の盛土を行います。

雨水排水については、敷地勾配を、隣接する西側の道路に向けて付け、西側の水路を通じて放流されます。

隣接地は、田・道路および申請者の所有地であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、売買契約書、通帳の写しの添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号3番は、議第6号番号1番で申請される農地の隣接地であり、一体での利用を目的として申請がなされたものです。

申請地は、上笠町に住所を有する譲受人が、露天資材置場として、譲渡人が所有する、上笠町地先の畑1筆202㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請地は、地ならしによる整地を行い、雨水排水は、浸透式で対応されます。

隣接地は、雑種地・水路および申請者の土地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、事業所、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域内にある、10ha未満の農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書および通帳の写しの添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

番号4番と5番は、関連する申請です。

番号4番は、野洲市に住所を有する譲受人が、専用住宅を目的として、譲渡人が所有する芦浦町地先の登記地目田、現況原野、登記地目畑、現況原野計2筆計498.92㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

隣地との境界には、L型擁壁を設置され、出入口の道路高に合わせ、最大160cm程度の盛土を行われます。雨水排水は、申請地内南側に雨水桝を設け、南側の水路を通じて放流する計画となっております。

隣接地は、雑種地および道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書および融資証明書、通帳の写しの添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

なお、本案件は開発許可と同時許可になります。

番号5番は、先に説明した番号4番と同様、野洲市に住所を有する譲受人が、露天駐車場および露天資材置場として、譲渡人が所有する芦浦町地先の登記地目田、現況原野2筆、登記地目畑、現況原野1筆計3筆1,198㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

譲受人が経営する法人は、草津市を拠点として、コンクリートの製造・販売を行っており、事業の拡大に伴い今般、駐車場および資材置場の確保が必要となり、隣接する既設の露天駐車場と併せて利用が可能で、近接する住宅がない当該地を適地と判断し、所有者と交渉していたところ、今回話がまとまったため本申請をなされました。

車両の出入口部分を除く、隣地との境界については、L型擁壁および一部コンクリートブロックを設置し、また、車両の出入りを行う道路高に合わせ最大160cm程度の盛土を行います。

雨水排水は、敷地内北側に雨水桝を設置し、北側の水路を通じて放流され

る計画となっています。

隣接地は、田・雑種地および道路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、売買契約書および通帳の写しの添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上 5件、添付書類等確認いたしました但、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号3番 杉江善博委員をお願いします。

3番
杉江

事務局からの説明のとおりであります。中野推進委員さんと現地確認を行いました。隣地の方からの承諾もいただいておりますし、問題ないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長

番号2番の案件につきましては、議席番号4番 角井廣司委員をお願いします。

4番
角井

1月18日、山本推進委員さんと現地確認をいたしました。事務局から説明がありましたように、現在の露天資材置場が手狭になってきたということで、申請をされました。隣地の承諾も得られております。農地への影響もないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長

番号3番の案件につきましては、議席番号7番 今井修委員をお願いします。

7番
今井

1月18日に現地確認を行いました。議第6号番号1番と関連しております、土地も隣接しております。内容につきましては、事務局からの説明のとおりであります。隣接地の影響につきましても、問題はありません。

会長 番号４番と５番の案件につきましては、議席番号１０番 田中廣之委員お願いします。

１０番 １２月９日、一浦推進委員さんと現地確認を行いました。現在の場所が事業拡大に伴い手狭となったため申請をされました。内容につきましては、事務局からの説明のとおりであります。隣地についても問題ありませんでしたので、署名いたしました。よろしくお願いいたします。

田中

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は、挙手、そして議席番号と氏名を名乗っていただきご発言いただきますようお願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。
採決に入ります。ただいま議題となっております議第８号「農地法第５条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号１番から５番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。
よって、議第８農地法第５条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについて、番号１番５番までの案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第７議第９号「農用地利用集積等促進計画【所有権移転】(案)の決定につき、意見聴取することについて」を議題として、農林水産課より議案の朗読と説明を求めます。

今回、議第９号では、所有権移転を、議第１０号では、利用権設定を提出されておりますので、この違いや制度上のメリットを簡潔に説明した上で、議第９号について説明してください。

農林水産課 それでは、議第９号農用地利用集積計画(案)について、説明させていただきます。

課長

こちらは、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)について、農業委員会の決定を求めるものです。

1 ページめくっていただきまして、こちらは所有権移転の各筆明細になります。売り手から買い手に農地の所有権が移転されます。次ページは移転される農地の位置図になります。

農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転につきましては、農地法第3条による手続きが不要であり、その要件としましては、売り手についてはございませんが、買い手については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定されており、1. 農用地利用集積計画の内容が本市基本構想に適合するものであること。2. ①農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること。②農作業に常時従事すること。が要件となっています。具体的には、認定農業者の方などが対象となります。当該法人は本市基本構想に基づく法人であり、農用地を効率的に利用して耕作を行っており、耕作者としては十分であると判断したため、所有権移転については問題ないものとなりました。

次に利用集積計画による所有権移転のメリットとしましては、売り手側は、800万円の譲渡所得にかかる特別控除を受けることができ、買い手側は、登録免許税の税率が2%が1%に、不動産取得税は課税額の1/3が控除となります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で農林水産課の説明が終了しました。これから質疑に入ります。

ただいまの農林水産課の説明に対して、発言のある方は、挙手そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第9号「農用地利用集積等促進計画【所有権移転】(案)の決定につき、意見聴取することについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第9号「農用地利用集積等促進計画【所有権移転】(案)の決定につき、意見聴取することについて」は、原案のとおり決定いたしました。

会長

次に、日程第8議第10号「農用地利用集積計画【利用権設定】(案)の決

定につき、議決を求めることについて」を議題として、農林水産課より議案の朗読と説明を求めます。

農林水産課 課長 では、議第10号 農用地利用集積計画（案）について、ご説明申し上げます。

こちらは、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農業委員会の決定を求めるものです。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行され、農用地利用集積計画に基づく2者間による利用権設定は廃止され、令和7年4月以降できなくなります。令和7年3月31日までは、経過措置として、利用権設定の新規及び更新の契約が可能です。

まず、お配りしております「農用地利用集積計画【利用権設定】（案）令和7年2月28日公告」をご覧くださいと思います。

1ページめくってもらいまして「利用権設定面積集計」と書かれているページがございます。まず、こちらについて、説明いたします。

令和7年3月1日に利用権設定する件数につきましては、左上の表を御覧ください。全体が4筆でして、面積は2,083㎡となります。内訳といたしましては、田が3筆で面積は1,785㎡、畑が1筆で、面積は298㎡です。

続きまして、右の表に移って下さい。令和7年3月1日に設定後の累計数値になります。

全体の合計筆数は2,322筆、面積は3,545,349.13㎡となっております。内訳といたしましては、田が2,182筆で面積は3,434,662.96㎡、畑が129筆で面積は107,376.46㎡。その他が11筆で面積は3,309.71㎡です。

また、右端の表ですが、令和7年3月1日付け利用権設定予定の筆数を、設定期間別に集計したものととなります。3年未満が0筆、3年以上6年未満が1筆、6年以上9年未満が0筆、9年以上12年未満が2筆、12年以上が1筆、計4筆です。個々の設定につきましては2ページ以降に掲載しておりますが、詳細な説明は省略させていただきます。

以上で令和7年2月28日公告、農用地利用集積計画（案）の内容についての説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長 以上で農林水産課の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

ただいまの農林水産課の説明に対して、発言のある方は、挙手そして議席番号と氏名を名乗った上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

（質問・意見なし）

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第10号「農用地利用集積計画【利用権設定】（案）の決定につき、議決を求めることについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長

挙手全員であります。

よって、議第10号「農用地利用集積計画【利用権設定】（案）の決定つき、議決を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

会長

以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件については、日程第5以外、すべて議了されたものと認めます。

閉会 14時40分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和7年2月10日

会 長 田中 治嗣

署名委員 奥村 厚夫

署名委員 田中 実